

年金受給者の確定申告事前受付・事前相談

問 税務課 ☎ 62-1238

日時 ●2月5日(木)～6日(金) ●2月9日(月)～11日(水)
9時～11時30分、14時～16時30分

場所 市役所1階 税務課窓口 予約 電話予約必須
※受付人数に限りがあり、予約をお受けできない場合があります。

事前受付

対象者 年金所得のみの方で、所得税が源泉徴収されており、還付が発生する方
※年金以外の所得がある方は、通常の申告期間中に確定申告を行ってください。

必要な物

- 公的年金等の源泉徴収票
- 申告者名義の預貯金口座が分かるもの
- 社会保険料の支払額が分かるもの
- 障害者手帳等
- 生命・地震保険料等の控除証明書
- 医療費控除の明細書(事前に作成)
- 本人確認書類(マイナンバーカード等)

事前相談

対象者 次のいずれかに該当する方

- 初年度の住宅ローン控除
- 土地建物譲渡
- 株の申告
- 山林所得のある方

事前に申告にかかる相談をお受けします。

※申告受付はできません。

市民税・県民税、国民健康保険税の申告

問 税務課 ☎ 62-1238

申告は適正な課税のための大切な手続きです。忘れずに必ず申告してください。

申告の相談を希望される場合は、お住まいの地区の申告相談会場にお越しください。

なお、当会場では確定申告(青色申告を除く)の相談も受け付けています。

提出期限 3月16日(月)

提出方法 税務課窓口へ持参(申告書の提出のみ受け付け)または郵送

※申告相談期間中、税務課窓口では申告相談は受け付けていません。ご相談は、申告相談会場でお願いします。

申告用紙 ●税務課で配布 ●昨年宿毛市へ申告された方へは事前に郵送予定

申告が不要な方

- 税務署へ令和7年分の所得税の確定申告書を提出される方
- 令和8年1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けている方

申告が必要な方

「申告が不要な方」以外は申告が必要です。次のような方が対象となります。

次に該当する方は申告は不要ですが、所得控除を追加・修正することで、申告した方が良い場合もあります。

- 給与所得のほかに所得がなく、勤務先で年末調整済みの給与支払報告書が市へ提出されている方
- 公的年金等に係る所得のみだった方

- 非課税収入のみの方、収入がなかった方で不要申告されていない方
- 前年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などの所得があった方
- 給与所得の他に公的年金等に係る所得があった方

※国民健康保険に加入している方が申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置を受けることができません。

申告相談会場に持参するもの

●源泉徴収票・収入明細等

給与や年金収入のある方

●収支内訳書・領収書等

営業・漁業・農業・不動産の収入がある方は収入・経費等を記載した収支内訳書等

●医療費明細書

医療費控除を申告される方は人ごと病院ごとに合計金額を記載した医療費明細書等

●控除証明書等

生命保険・地震保険料控除証明書および社会保険料等の領収書(国民年金保険料控除証明書)等

●マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、本人確認書類(運転免許証等)および番号確認書類(個人番号通知カード等)

申告相談会の事前予約

申告相談の一部について事前予約ができます。期日および場所は次のページの日程表をご覧ください。

予約期間 2月5日(木)～20日(金)

予約方法 電話

申告相談会場の混雑防止のため、申告が必要かどうか不明の場合は、事前に電話にてご相談ください。
郵送でも申告を受け付けていますので、記入方法が不明の場合は、電話にてご相談ください。